

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部計画

第1 災害対策（災害警戒）本部運用計画

1 災害警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部設置の前の体制として、各町内の河川や台風・大雨等の状況を把握するとともに、市や関係防災機関等から設置の判断資料を得る。次の設置基準を基に災害警戒本部を設置し区長を本部長とする。

(2) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置は、おおむね次の基準により設置する。

- ① 豪雨等異常な自然現象により、地区内に災害の発生が予想されるとき
- ② 台風が当市に接近することが予想されるとき
- ③ 市から異常気象における通報を受け、区長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

次の設置基準に基づき災害対策本部を設置する。また警戒本部設置後に災害対策本部を設置した場合は、自動的に災害警戒本部を閉鎖し、その業務等については全て災害対策本部が引き継ぐものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は、おおむね次の基準により設置する。

- ① 暴風雨または集中豪雨等のため、地区内に被害が発生しかけたとき
- ② 地震または火災等のため、地区内に被害が発生しかけたとき

3 災害警戒本部および災害対策本部の役割

- ・ 気象情報、災害発生情報、災害対策情報、災害救援情報等の一元管理
- ・ 災害対策（災害警戒）本部の円滑な運用をはかるため、区長、町内会長の本部員は、審議員及び自主防災会正副会長を班長に指名し、災害対策本部会議を設置する。
- ・ 地区避難所の開設と運営、閉鎖
- ・ 市や関係防災機関からの情報収集と区民が適切に判断するための情報提供
- ・ 避難情報の把握と避難者の支援

4 災害警戒本部および災害対策本部の閉鎖

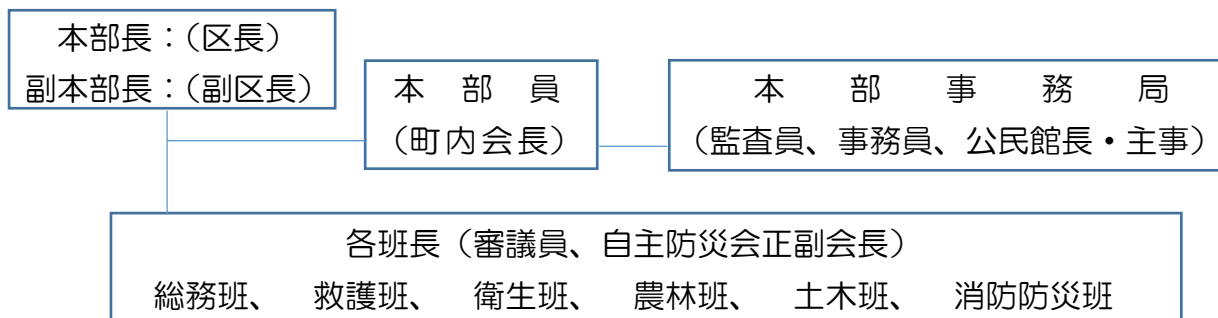
災害警戒本部（自動閉鎖を除く）および災害対策本部の閉鎖については、区長が町

内会長と協議して決定する。なお、災害対策（災害警戒）本部の閉鎖にあたっての基準はおおむね次のとおりとする。

- ① 当地区内に被害拡大する恐れが解消したとき
- ② 当地区内における関係防災機関による応急対策活動等が概ね終了したとき

第2 災害対策（災害警戒）本部体制

(1) 組織編成



(2) 組織動員体制

災害（警戒）本部体制は次表に示す要人員数を標準とし、この適用については区長がその都度指示するものとする。

区分等	区長	副区長	町内会長	審議員	監査員	事務員	公民館長	隣組長
災害警戒 本部体制	◎	◎	◎	×	×	◎	◎	×
人員数	9	1	4	0	0	2	1	0
災害対策 本部体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ 主事含む	◎
人員数	113	1	4	13	2	2	2	88

(3) 地区役員への連絡系統

順位	① 災害警戒本部（区長発信）		② 災害対策本部（区長発信）	
	平常執務時	勤務時間外	平常執務時	勤務時間外
1	事務員（区長から）	事務員、町内会長（区長から）	事務員（区長から）	事務員、町内会長（区長から）
2	町内会長、公民館長 （事務員から）	公民館長（事務員から）	町内会長、公民館長 主事（事務員から）	審議員（町内会長から） 監査員、公民館長、主事（事務員から）
3	—	—	審議員（内会長から）	—

注意）順位に基づき連絡すること

(4) 連絡方法

伝達方法は、前記（3）の系統に基づき、原則携帯電話及び固定電話により行うも

のとする。なお、電話等が不通の場合は直接連絡するものとする。

(5) 組織体制

区 分	地区役員名	体制（要員名）
本 部 長	区 長	区長
副 本 部 長	副 区 長	副区長
本 部 員	町 内 会 長 (事 務 局)	町内会長（4人） (1)避難所応援派遣 <u>*大規模災害時のみ</u> (中学校：高砂町内会長、第1小：明治町内会長) (2)地区避難所運営 地区避難所運営調整（副区長） ① 公民館（一般避難者）担当：明治・万歳町内会長 ・玄関で受付、カード配布と検温。昭和・明治・万歳地区審議員がカードを回収しながらスペースに誘導 ・カード記入（玄関にて本人記入） ・避難スペース：一般者2階、老人世帯等1階 ② 城址会館（体調不良者）担当：高砂・剣鉾町内会長 ・公民館班の手伝いを基本 ・検温後、体調不良者があった場合、玄関外にて指定機関に電話指示。電話での対応に基づき避難所待機となった場合は、カード受領し直ちに城址会館を開設。城址会館までの誘導は、高砂・剣鉾地区の審議員が誘導 ・避難スペース：全員集会室、トイレは専用スペース ・居住スペースと谷口文庫には入室させない。
本部事務局	監 査 員 事 務 職 員 公 民 館 長 公 民 館 主 事	発災後、地区避難所開設時には町内会長とともに避難所開設運営（受付）に従事する。時間経過により避難所の受付が落ち着いてきたら、次の業務にかかるものとする。 (総務班・事務局) 事務員、嘱託員、監査員、公民館長、公民館主事 ・地区避難所開設時は町内会長の手伝いを基本 ・本部運営、関係防災機関（市含む）との連絡調整 嘱託員、監査員、公民館主事 ・避難所各種とりまとめ（避難者カード、避難者記録簿） 事務員、監査員、公民館長
班 長	審 議 員 自 主 防 災 会	発災後、地区避難所開設時には町内会長とともに避難所運営（誘導、スペース確保）に従事する。地区避難所では副区

		<p>長指揮のもと避難者の誘導と避難者スペースの確保のほか、避難所入所記録簿の作成に当たる。</p> <p>避難所運営が落ち着けば、各班の班長として本部との情報連絡のほか、災害が落ち着いてきた後にそれぞれの業務に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務班長：昭和審議員 ・救護班長：高砂審議員 ・衛生班長：明治審議員 ・農林班長：万歳審議員（副班長：農事組合長） ・土木班長：劔鉾審議員 ・消防防災班長：自主防災会長 <p>自主防災会長は、区長と連絡取りながら、自主防災組織の各種業務の指揮命令（組織運営）に当たる。</p>
副 班 長	隣 組 長 自 主 防 災 会	<p>① 大規模災害発生時は、各町内隣組長等は、隣組員等の避難情報の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣組長は隣組の避難者情報をとりまとめる。 ・自主防災副会長は、自主防災組織員の状況把握に努める。 ・自主防災副会長は、隣組の避難者情報のとりまとめ及び自主防災会の状況を本部に報告する。 <p>② 普通災害発生時において隣組員で地区避難所へ避難される世帯があることを知った場合、その情報を地区避難所に連絡する。その情報は、避難世帯者名、人数、男女別要支援者の有無について、連絡するものとする。</p>

(6) 事務分掌

区 分	地区役員名	事務分掌（業務内容）
本 部 長	区 長	災害対策（災害警戒）本部総括
副 本 部 長	副 区 長	同上総括補助と地区避難所運営
本 部 員	町 内 会 長 事 務 職 員 公 民 館 長 公 民 館 主 事	<ul style="list-style-type: none"> ・区長等が命令する本部に関する全ての事務（総括含む） ・地区避難所の開設運営と閉鎖 ◎公民館避難所（一般避難者専用） ◎城址会館避難所（体調不良避難者専用） ・市や関係防災機関との連絡調整に関する総括 ・班長との連絡調整に関する総括 ・緊急情報の入手と対応（市や関係防災機関からの依頼に基づくもの）

		<ul style="list-style-type: none"> ・地区内放送等（広報）に関する総括 ・市や防災機関に対する各種要請に関する総括 ・消防団との連絡調整に関する総括 ・自主防災会との連絡調整に関する総括 ・応急資機材の利用命令に関する総括
各 班 長	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と連絡に関する総括 ・応急資機材等の確保に関する総括 ・本部からの情報伝達（隣組長へ） ・地区避難所の運営に関する総括 ・本部への被害調査の報告等に関する総括 ・副班長への指示連絡等に関する総括
	救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・地区避難所の救護運営に関すること ・避難所の飲食材の確保に関すること ・地区避難所における各種情報連絡や要望の聞き取りに関すること
	衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内上下水道の被害調査に関すること ・地区内の環境衛生に関すること ・消毒等の体制確保 ・し尿汲み取りやごみ等の要望聞き取りに関すること
	農 林 班	<ul style="list-style-type: none"> ★災害が落ち着いてきてからの業務 ・地区内農業用施設の被害調査に関すること ・地区内農業被害調査に関すること
	土 木 班	<ul style="list-style-type: none"> ★災害が落ち着いてきてからの業務 ・地区内山がけ崩れの被害調査に関すること ・地区内道水路の被害調査に関すること
	消 防 防 災 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡調整に関すること ・自主防災会員への連絡調整に関すること ・地区内防犯灯の被害調査に関すること ・地区内初期消火や避難誘導に関すること ・地区内消火栓設備に関すること
副 班 長	隣 組 長	<p>各町内隣組長（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣組における避難者情報の収集と把握（総務班へ） ・隣組における人的、物的被害状況の報告（総務班へ）

（7）役員等控え室

役員等の控え室は、公民館南側の会議室2部屋を城址会館においては、谷口文庫を

役員等控え室とする。また参集時に持参した荷物に名札を付け、この指定部屋を荷物置き場として業務に当たることとする。

(8) 災害対策（災害警戒）本部会議

関係防災機関等への緊急要請や応急対策等が必要となった場合は、本部員で構成する災害対策（災害警戒）本部会議を区長室等で開催し、各種運営調整を図る。

第3 地区防災会議

1 防災会議の開催

口大野区民の地域防災力の向上ならびに良好な地域社会の維持及び形成を図るため、定期的に地区役員等で組織する防災会議を開催し、必要な事項を協議する。

(1) 会議の運営

防災会議は別に定める口大野区防災会議設置要綱をもって運営する。なお、防災会議等に出席する委員は、要綱に定める委員をもって充てる。

(2) 協議事項

- ① 口大野区地区防災計画の見直しと修正
- ② 地区が実施する防災訓練計画の策定
- ③ 防災パトロールなど区民の安心安全の確保
- ④ その他、良好な地域社会の維持及び形成を図るために必要事項の協議

第4 各種情報の把握

(1) 区民等による把握

- ① 災害の発生を知った区民は、直ちにその事実を隣組長もしくは各町内の町内会長や審議員に通報する。なお通報内容については、「いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように」の5W1Hを必要最小限とする。
- ② 災害の発生を知った地区役員は、直ちにその事実を区長や事務員に通報し、区長等からの指示があれば現地を確認したうえで、その概要について区長に報告する。
- ③ 災害の発生の恐れがある場合も上記①②により通報する。

(2) 地区役員による把握

- ① 区民等から通報を受けた地区役員は、直ちに区長に通報後、区長等からの指示に基づき現地を確認し、カメラ等で記録して区長もしくは事務所へ報告する。
- ② 区長または事務員は、地区役員等からの報告または被害概況等の概要を大宮市民局に報告する。また報告後は市指定の報告様式にとりまとめ、大宮市民局に送付(送信)する。

(3) 被害状況調査

被害状況調査に当たっては、区長が地区役員にて現地確認調査班を編成し、段階

的に調査するものとし、災害発生時は正確度より迅速さを主とした調査とする。

なお、調査に当たっては、被害の全体的概況、被災者の有無、避難必要性の有無、被害状況写真等の報告をもって調査とする。

第2節 避難対策計画

第1 計画方針

この計画は、地区内における災害危険区域にある区民を避難させるための、迅速かつ円滑な避難方法などについて定める。

第2 避難情報の目安

市が行う避難情報に準ずるものとする。発令時の状況は、おおむね次のとおり。

(1) レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）

要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

(2) レベル4（避難勧告、避難指示（緊急））

①避難勧告

通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

②避難指示（緊急）

- ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。
- ・堤防の隣接地帯、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。
- ・人的被害の発生した状況。

(3) レベル5（災害発生情報）

すでに災害が発生した状況。

第3 避難行動

避難情報に基づき、区民は次の避難行動をとるものとする。

(1) 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）

地区内の要配慮者など特に避難行動に時間を要する方は、避難所への避難行動を開始します。また要配慮者等以外の方は、家族等との連絡や非常持出品の用意等、避難準備を開始します。なお地区避難所は、この情報に基づき開設することとしています。

(2) 警戒レベル4（避難勧告、避難指示（緊急））

①避難勧告

通常の避難行動のできる方は、火の始末と戸締りをして非常持出品を持って、避難所への避難行動を開始します。なお、避難行動がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、少しでも命が助かる可能性が高い場所や自宅内のより安全な場所に避難してください。

②指示（緊急）

避難勧告発令後の避難中の区民は、確実な避難行動を直ちに完了します。未だ避難していない区民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無いときは生命を守る最低限の行動をしてください。なお、避難所への避難行動がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、少しでも命が助かる可能性が高い場所や自宅内のより安全な場所に避難してください。

(3) 警戒レベル5（災害発生情報）

命を守るための最善の行動をとってください。

第4 避難伝達方法

(1) 防災行政無線とケーブルTV

避難情報の伝達方法は、原則市が行う防災行政無線、ケーブルTV等によるほか、必要に応じて市防災行政無線の「防災京丹後市口大野区」を用いて区民へ伝達するものとする。

(2) 伝達員による個別訪問

地区住民に対し、完全に周知が徹底することが困難な場合と区長が必要と判断したときは、消防団と協力のうえ自主防災員や隣組長などを通じて、各戸に周知伝達する。

第5 避難所及び避難方法

(1) 避難所

避難所は、市の指定緊急避難所のほか地区避難所として口大野公民館および城址会館とする。

①口大野公民館：一般避難者用避難所（収容人数最大75人）

②城址会館：体調不良者専用避難施設（収容人数最大25人）

*上記の収容人数は、畳1畳を一人分とし、隣人との間隔を1mとした場合で算出

(2) 避難誘導者

地区避難所までの避難は、各自での避難を原則とするが、地区避難所から指定緊急避難所までの避難誘導に当たっては、区長からの関係防災機関へ要請し、指示により警察官、消防団員の誘導により避難するものとする。ただし災害の態様に応じて必要な個所において、区長の指示により地区役員等は誘導整理を行う。

(3) 地区避難所受入れ優先順位

地区避難所での受入れは、避難区民のうち要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、その他特に配慮を要する者）を優先的に受け入れるものとする。

(4) 避難所への移送

地区避難所が定員に達した場合は、市が開設する指定緊急避難所へ移送する。なお通常的手段で移送できない区民については、関係防災機関に要請のうえ指示を受けてから、車両等を利用して避難所へ移送するものとする。

(5) 避難所前グラウンド等におけるテント・車両の利用

地区避難所が使用不能あるいは収容しきれなくなった場合は、区長指示により公民館前グラウンドでテント仮設の避難所や車両での避難等のほか、近くの民家や防災機関から許可のあった市所有施設等に誘導するなどの措置をとる。

第3節 地区避難所運営計画

第1 計画方針

区長が地区避難所を開設した場合の運営計画を定め、区民が地区避難所において安心安全に過ごすための運営方法を定める。

第2 地区避難所の開設

区長は、市が発令する警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）情報を基準とし地区避難所（地区公民館、城址会館）を開設するほか、町内会長等の地区役員と協議し、必要に応じて地区避難所を開設するものとする。

なお、地区避難所の開設に当たっては、ロビー倉庫内に保管する避難所運営ボックス内の各種器材を用いて受付業務等を行う。

(1) 受付

町内会長は、地区避難所の開設に当たって避難者カードに記載のあった避難者について、地区避難所の玄関にて受付業務を行う。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地区避難所のうち地区公民館は健康者の受入れ施設とする。

発熱等体調不良がある方は、本人からかかりつけ医（病院、診療所、開業医）に電話にて相談させる。なお、かかりつけ医のない方や夜間・休日の場合は、「新型コロナ医療相談センター」（電話075-414-5487）に相談させ、その結果、地区避難所での避難が必要と判断された方は、受付後、城址会館を体調不良者専用避難所として開設し、地区役員等が城址会館まで誘導する。

(2) 地区避難所内誘導（地区公民館）

監査員は、受付を終えた避難者について避難者スペースへの誘導を担当する。誘導に当たっては、避難者カードの記載内容を確認のうえ、高齢者や要配慮者等は1階会議室（和室）に、階段昇降に支障のない避難者は、2階集会室（和室）を基本として誘導する。

(3) 避難者スペースの確保

監査員から誘導を受けた副区長と副区長から指名のあった審議員は、避難者カードを受領し、カード記載のあった世帯を基本とし、避難者数に畳数を掛けた畳数を目途に避難者を配置し避難者スペースを確保する。同時に避難者配置図を作成する。

(4) 城址会館（体調不良者専用避難所）

受付にて体調不良が認められ、城址会館にて避難する必要がある場合の誘導等は、区長から指名のあった町内会長と審議員が担当する。なお、城址会館は定められた領域以外の場所を使用させてはならない。

(5) 避難者数の施設超過

地区避難所における避難者スペースが限度数に達した場合の受付は行わず、さらなる避難者がある場合は、市が開設する指定緊急避難所への避難を促す。

(6) 地区避難所記録

区長が地区避難所を開設した際、事務員は避難所開設状況（開設日時、避難者名、避難者数）を記録するほか、町内会長等から避難者カードに基づき作成した避難所入所記録簿で避難状況を確認し、大宮市民局に報告する。

(7) 地区避難所の閉鎖

当地区において地区避難所への避難の必要性が無くなったとき、または地区避難者がいなくなった場合、区長は町内会長と協議のうえ、地区避難所を閉鎖する。

第3 地区避難所の運営

地区避難所を開設した場合の施設責任者は区長とし、地区役員は区長指揮のもと、それぞれの役割に応じた地区避難所の運営に当たる。

なお、地区避難所運営に当たっては、地区災害対策（災害警戒）本部が開催する会議にて、その運営方法を定める。

(1) 避難者の把握

地区避難所での避難者の把握は、副区長が中心となり審議員と一緒に避難者カードに基づく記録で確認し把握する。

(2) 避難者スペースの移動

避難者スペース割当後に避難者の体調不良等により、避難者スペースに問題が生じた場合は、副区長は審議員と一緒に避難者間の調整を図り、避難者スペースの移動を指示する。

(3) 地区避難所での飲食

避難者の飲食等は、避難者自らが持参した飲食物の消費を原則とするが、避難生活が数十時間や数日に及ぶ場合、食事の確保が必要になるため区長は、地区役員や市民局長と協議し、地区避難所の飲食物の確保に当たる。

(4) 地区避難所での体調異変

地区避難所において、体調不良者が発生した場合は、直ちに119番通報し峰山消防署の指示に従う。

なお、早急な対応ができない旨の通知が消防署からあった場合、区長は峰山消防署の指示に従い、総務班や救護班と調整のうえ対応する。

